

令和 3 年 2 月 5 日

保護者の皆様へ

郡山市立小原田中学校長 熊 坂 洋

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の継続について

日頃より本校の教育活動に対するご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 1 月 14 日に通知「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について」を発出し、感染症対策強化へのご協力をお願いしたところですが、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において緊急対策が継続されたことを踏まえ、学校においても同通知の対応を令和 3 年 2 月 14 日（日）まで継続することとなりました。

ついては、下記により、感染症対策の更なる徹底と強化を図るとともに、感染リスクが高い活動を控えるなどの対応を継続してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和 3 年 2 月 8 日（月）から同年 2 月 14 日（日）まで
※ 2 月 15 日以降の対応については、改めてお知らせします。

2 対象期間における対応

(1) 学校での対応について

① 感染リスクの高い学習活動について

生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動、音楽科における室内で近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器演奏、家庭科における調理実習、保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする運動等、感染リスクの高い学習活動は控えるようにします。

② 部活動における感染症対策について

感染リスクの高い活動を除いて実施するとともに、他校との練習試合や合同練習会は停止とします。

③ 学校内における感染症対策の徹底・強化について

手洗い・消毒、マスクの着用、こまめな換気等を更に徹底します。併せて、感染者や濃厚接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発を図っていきます。

(2) 学校外（家庭等）での対応について

※ 特に次の点について、ご家庭でのご協力をお願いします。

① 登校前の検温・健康観察及び登校後の健康観察を徹底すること。

毎朝の検温・健康観察について、検温や「健康観察記録表」の忘れ、保護者の確認を受けていないケースが見られますので、再度検温・健康観察の徹底をお願いします。

② 発熱等の風邪の症状等、体調に異常を感じた場合は、無理をせず学校を休ませること。また、同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も同様である。いずれも出席停止の措置となる。

③ 生徒同士の会食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛すること。

④ 習い事や学習塾等での感染症対策を徹底すること。（マスク着用、こまめな手洗い・消毒等）

⑤ 不要不急の外出や外泊などを自粛すること。

⑥ 緊急事態宣言対象地域（今後追加される地域も含む。以下同じ。）への不要不急の往来は自粛すること。入試等やむを得ない事情により緊急事態宣言対象地域へ往来する場合は、感染症対策を万全にするとともに、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。

（担当 教頭 芳賀勝栄 電話 944-5225）